



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2004.09.14 No. 27 - 117

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会

〒144-0043

東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル

TEL.03-5705-2770

FAX.03-5705-3274

Security Deficiency Report を採用 -

空港 Security の改善に向けて(新たな IFALPA Policy)

2004年3月オーストラリア・シドニー IFALPA 総会: Security 関連報告

最近の Security の情勢

- ICAO: Annex17 を中心とした Security 対策の改訂、また新たな脅威として携帯用ミサイル (MANPADS) 対策の策定作業など。今年5月には、AVSEC PANEL(Security に関する会議)
- EU: ICAO 基準に基づいた同様な改訂作業。空港の Security 強化策として、Critical Parts の設定など。
- US: MANPADS 対策、空港関係者の ID システム、航空機と地上の連絡システムの装備、空港ターミナルの警備強化策など。
- IFALPA: Offending States の根本的な改訂、危険品取り扱いの Security Policy への挿入改訂、携帯用ミサイル対策、操縦室二重ドア、乗員の手荷物対策など。

Security 対策の改善が必要な空港地域に関するポリシー

これまでは、「Offending States」Policy は、国を対象に、Security の改善を求め、安全運航の確立を図るものであった。ハイジャック犯支援、テロ支援などを実施している国として、パキスタン、イラン、イラク、リビア、北朝鮮などが、リストされた経緯がある。しかし近年の情勢の変化に伴い、Policy の目的である Security の脅威をなくす取り組みとするために、Policy の変更となった。

Security Deficiency Reporting System

Security Deficiency Report :

各国協会、乗員及び航空関係 Staff は、Aviation Security に関して、運航する地域、および空港において、欠陥が認められ、その改善が必要と認められる場合には、IFALPA に対し報告を行う。

Security Deficiency Area or Airport と認定されるまでの手続 :

IFALPA に届けられた報告は、IFALPA Security Committee の委員長、副委員長の判断により、直近の Security Committee meeting において慎重な検討が実施され、最終的には PO(IFALPA 役員)委員会により取り扱いの決定がなされる。

Security Deficient 対象地域、空港と認定する条件は;

- 4.2.1 Tokyo Convention(1963)、Hague (Hijacking) Convention(1970)、Montreal (Sabotage) Convention(1971)、および安全保障にかかわる国際協定による実施義務に相反する地域または空港。
- 4.2.2 武力抗争が発生した地域または空港。
- 4.2.3 情報機関より Security における問題点がもたらされた地域または空港。
- 4.2.4 国際機関(ICAO, ACI or IATA, etc)に Security における問題点がもたらされたより地域または空港。
- 4.2.5 National Civil Aviation Security Program が示されない地域または空港。
- 4.2.6 ICAO Annex 17 による条件を充たさないと認められる地域または空港。



新設の携行ミサイル(MANPADS)と操縦室二重ドアに関するポリシー

MANPADS の脅威に対抗するべく ICAO AVSEC では策定案を作成中であり、世界中の関心も高まっており、新規の Policy を設定した。おなじく、今後、設計、開発される航空機について、Security 対策上の観点より、操縦室ドアは二重構造とする Policy が採択された。

MANPADS対策 新設Policy

各国政府は、あらゆる機関とともに、MANPADS(Man-Portable Air Defense Systems)、ミサイル、小火器などの脅威から、民間航空機を防御する対策を講じなければならない。それらの対策は、地域性に起因する危機情報の分析、及び防御すべき航空機の運航方法を考慮したものでなければならない。

勧告 - 政府は、民間航空機への脅威となる情報を収集、他国政府及び機関と交換しなければならない。脅威と予想される地域への運航に際しては、速やかな情報の伝達が行われる体制を確立しなければならない。

DOUBLE-DOOR SECURITY SYSTEM (Draft policy) 新設 POLICY

新型長距離機は、二重構造の操縦室扉を設置しなければならない。前後部の扉のあいだには、少なくともひとつの Rest Facility と便所が設置されなければならない。二重構造の扉は、操縦室からの乗員の脱出の妨げとならない機能とすること。機内後方に設置される Rest Facility は、施錠の機能を有すること。

危険品取り扱いは十分な安全対策が重要

航空貨物については、これまで通常に行われてきた取り扱いから、脅威となる要素を取り上げ、対策の強化を図ることになった。たとえば、輸送中の貨物の所在は、当該貨物がいま何処にあるかなどの情報は、NET などを通じての情報は簡単に入手できる。しかし、こうした情報を悪用するものがある場合には、特に危険品、放射性物質、超高額物品など標的となるべきものがどこに存在するかの情報が公開されることは脅威の可能性を高めることとなる。貨物の所在が公開されることは、危険であることから、それを防ぐための手段が必要となる。危険品の取り扱いは、主に貨物として輸送されることから DG が担当してきたが、近年の情勢の変化に伴い、Security 対策に盛り込むこととなった。

SECURITY SCREENING OF CARGO AND FOR DANGEROUS GOODS (危険品検査について)

4.3.y Recommendation. 乗客及び機内持ち込み手荷物のすべての検査は、危険物検査を含まなければならない。Note. 乗客が使用可能な危険物は、航空機及び乗員、乗客の安全を脅かすものと認定される。

4.5.2 Recommendation. 各国政府は、こうした検査方法の責任を有する。検査方法には、最新の技術による爆発物発見装置を含む検査装備が設置されなければならない。そして爆発に耐えうる強化型のコンテナの使用がなされなければならない。

4.5.3.1 Recommendation. ICAO Doc 8973 (Security Manual) Appendix B, para. 10.10 (注: SCREENING OF PASSENGERS AND CABIN BAGGAGE において random 検査を要請)による Random checks は、旅客便による cargo, courier and express parcels or mail についても、実施されなければならない。すべての郵便物において 200g を超えるものは、Screening を受けなければならない。

4.5.x Recommendation. Security検査に基づく貨物Screening は、Dangerous goodsを含まなければならない。Note- Dangerous Goods は、航空機及び搭乗者への安全上の脅威性を潜在的に持つものである。

- 4.5.y Recommendation. 免責約款によるなどの特別の措置による Dangerous Goods (例 多量の爆発物質、高性能放射性物質) に関しては、危険性を考慮した Security 検査が実施されなければならない。
- 4.5.z Recommendation. Real-time tracking について、cargo, mail and other goods は、公開されることがあってはならない。
- 4.5.xx.2 Recommendation. Company mail (物品も含む)についても貨物(consignment)と同様の取り扱いが行われるべきである。

航空機の周辺地域への立ち入り者には 100% Screening

空港内に Security Restricted Areaを設定し、当該区域内に立ち入る 人員(乗客、従業員、乗員を含む)と持ち込み物品の Screening の実施をおこなうことは、Security対策上の最重要項目となっている。航空機を中心にSecurity Restricted Areaの確保には、立ち入り者のBackground調査と登録、Bioametric ID、人員と持ち込み品のScreeningなどが、必要となる。

SECURITY OF CREW BAGGAGE (乗員の手荷物について)

IFALPA は、乗員および乗員の手荷物について次のように考える。

- Security 対策が充分になされなければならない。
- 乗員のbaggageは、航空機に持ち込まれることが明白なことから、爆発物等の混入の脅威に晒されており、乗務前、乗務後(宿泊地も含めた)の対抗策が講じられなければならない。
- 乗員のbaggageは、脅威を防止するためにLOCKされていなければならない。
Note; 乗員のBaggageは、乗員とは別の輸送、運搬がなされることがあるが、こうした場合には施錠などの対策が必要。

Resolution 各協会は、乗員の Baggage の安全性と航空機に搭乗するまでの安全の確保の方法について確立しなければならない。

Crew Baggage は、乗客の手荷物に対して実施されるものと同等の Screening がなされるべきと考える。Crew と Crew baggage の Screening は、乗客とは別の施設(装置を含む)により実施されなければならない。

COMMITMENTS OF MEMBER ASSOCIATIONS

各協会が必要と考える security-screening なしにはいかなる者(以前は乗客の表現)も搭乗してはならないことを実現できるように各国政府に働きか掛ける。適用は、全ての flight に適用する。搭乗の可否に関する決定は PIC が行うものとする。」

Resolution 「各協会は、乗員の移動中の安全管理、および航空会社が、テロ及び類似の脅威から乗員の安全を確保する対策を講じていることの十分な管理と監視を行わなければならない。